

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(日が休日に當るとは、
その翌日)

目次

- ◇ 告 示 保険医の登録
米飯提供業者の業者登録
新たに行おうとする土地改良事業計画の適否の決定
開発行為に関する工事の完了
- 建築基準法による道路の位置の指定
建築基準法による聴聞
- ◇ 教 委 告 示 教育委員会の招集
- ◇ 雑 報 地方職員共済組合の役員の変動
- ◇ 正 誤 昭和五十年十二月二十五日付鳥取県公報中訂正

告 示

鳥取県告示第九百六十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に

に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十一年十二月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
清水和男	鳥医第二、一三三号	昭和五十一年十一月二十五日

鳥取県告示第九百六十七号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三十三号)第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の業者登録をしたので、同規則同条第四項の規定により告示する。

昭和五十一年十二月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

米飯提供業者

登録番号	登録年月日	氏名	名称又は屋号	住 所	営業所の所在地
鳥振第三号 (新規)	五一、七、八	阿部 昭次	榎アベのれん街 八	鳥取市米町六一六番地	同上
"	"	"	蓮蓮アベアベ	"	"
"	"	"	慶 藏 坊	"	"
"	"	"	ドンキホーテ	"	"
"	"	"	ポアール	"	"
"	"	"	砂 丘 庵	"	"
"	"	"	又右衛門	"	"
"	"	林 ふみ子	矢 車	鳥取市東今在家三四一―二七	"
"	"	"	観光ホテル砂丘東 軽食喫茶サーブル	岩美郡福部村大字湯山九六七の三	"
"	"	田中 睦 明	国民年金保養センター いなばじ	鳥取市東町一丁目二二〇 (国民年金課内)	鳥取市松原字谷田三四三
"	"	鳥取県国民年金福祉協会 理事長 平林鴻三	広 東	鳥取市賀露町一四〇三―二	鳥取市庵丁人町三―四
"	"	藤田 正 雄	河 崎 や	鳥取市賀露町一四〇三―二	鳥取市賀露町一四〇三―二
"	"	河崎 勝 則	那 古 野	鳥取市賀露町一四〇三―二	鳥取市賀露町一四〇三―二
"	"	佐藤 紀久枝	那 古 野	鳥取市賀露町一四〇三―二	鳥取市賀露町一四〇三―二
"	"	上山 杉 子	再 会	鳥取市賀露町一四〇三―二	鳥取市賀露町一四〇三―二
倉振第七号 (八)	五一、八、五	佐藤 紀久枝	那 古 野	鳥取市賀露町一四〇三―二	鳥取市賀露町一四〇三―二
"	五一、九、一四	上山 杉 子	再 会	鳥取市賀露町一四〇三―二	鳥取市賀露町一四〇三―二

鳥取県告示第九百六十八号

昭和五十一年十一月十五日付けで大鴨土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良(福山地区農業用排水)事業については、審査の結果その計画を適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十二月七日

鳥取県知事 平

林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年十二月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市上古川二一五番地三

大鴨土地改良区事務所

九〇	五二、一一、二五	松本 弘	さつばろ一番
米振第一七号	五二、九、一三	沖村 洋	沖村ペンション
一八〇	〃	田尻 甯 征	田尻ペンション
一九〇	〃	山陰興発株式会社 取締役社長 織田 収	大山平原ゴルフクラブ
二〇〇	五二、九、二〇	米谷 三 郎	米谷ペンション

東伯郡北条町大字号原一五〇番地の二 東伯郡北条町大字北尾 五二二番地の二

西伯郡岸本町小林八八―五 同 上

丸山一五三二

小林八八―五

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百六十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十一年十二月七日

鳥取県知事 平

林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十一年十月二十五日 鳥取県指令受都計第五百六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市諏訪字天王

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市佐斐神町一二四八 木下三郎

鳥取県告示第九百七十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和五十一年十二月七日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和五十一年十二月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

申請人の住所及び氏名 鳥取市田園町四丁目 三六〇番地 エヌ・ケイ・テイ 興産株式会社 代表取締役 満倉 淳 吉	道路の位置の指定場所 鳥取市湯所町一丁目六二 五一一	道路の幅員及び延長 幅員 六・九〇メートル 四・〇〇メートル 延長 三二・五〇メートル
---	----------------------------------	--

鳥取県告示第九百七十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第九項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法同条第十項の規定により告示する。

昭和五十一年十二月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 聴聞の日時及び場所

昭和五十一年十二月十四日 午前十時から
鳥取市正蓮寺四二の一〇

鳥取銀行鳥取南支店二階会議室

二 事案の内容

建築基準法第四十八条第一項ただし書の規定により次の許可をしようとするものである。

1 申請者

鳥取市川端一丁目二一八番地六

鳥取県東部勤労者消費生活協同組合

組合長理事 広田幸一

2 建築物の位置

鳥取市桜谷字上堀田三六八番地

3 建築物の用途

マーケット

4 工事種別

新築

5 建築の構造

鉄骨造

6 建築物の面積

建築面積 三六〇・八一平方メートル
延べ面積 三五五・八五平方メートル

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十三号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十一年十二月七日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

一 日時 昭和五十一年十二月九日 午後三時

二 場所 鳥取市東町一丁目二七二番地 鳥取県教育委員会委員室

三 議題

1 昭和五十一年度末公立学校教職員人事異動方針について

2 その他

頁

円

66,100
68,000
70,000
72,500
75,200
77,900
79,900
81,800
83,700
85,600
87,500
88,900

課

雑 報

地方職員共済組合役員の異動について

地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第14条第4項の規定に基づき、役員の異動について、次のとおり公告する。

昭和51年12月7日

地方職員共済組合理事長 斎 藤 正 夫

退任	理事長	増子 正 宏 (11月15日付)
就任	理事長	斎藤 正 夫 (11月16日付)

正 誤

昭和五十年十二月二十五日付鳥取県公報号外第六十五号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

正

円

66,100
68,000
70,000
72,500
75,200
77,900
79,900
81,800
83,700
85,600
87,500
88,900